

自治体法務研究

一般財団法人 地方自治研究機構=編集

No.61 2020

夏

特集

ダイバーシティの
推進と自治体



CLOSE UP 先進・ユニーク条例

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例

国東市資金リスクマネジメント条例

環境の保全と創造に関する条例

トピックス

「地籍整備の推進に関する政策評価<評価結果に基づく勧告>」の概要

戸籍法の一部を改正する法律の解説

地域再生法の一部を改正する法律の解説

強力連載

議会運営Q&A / 行政通知の読み方・使い方 / 重要判例に学ぶ地方自治の知識 / 自治体法務Q&A / 自治体職員のための政策法務入門 / 実践・自治体法務のポイント / 自治体法務の自主研究会レポート / 《新連載》地方自治研究機構調査研究レポート

ぎょうせい

特集

ダイバーシティの推進と自治体

地方公共団体におけるダイバーシティの推進とその意義

障害者政策の動向と自治体の役割

性的マイノリティへの対応と自治体の役割

自治体におけるヘイトスピーチ解消に向けた動きについて

〔自治体の取組事例〕

兵庫県尼崎市 公文書における性別記載欄の見直しについて

京都府 公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインについて

条例制定の事例

CASE STUDY

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

豊島区男女共同参画推進条例

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

中島 行雄……………

青木 志帆……………

鈴木 秀洋……………

中村 英樹……………

尼崎市総合政策局
ダイバーシティ推進課

藤巻 秀和……………

内藤 克子……………

市村 尚子……………

大西 哲史……………

大阪市市民局ダイバーシティ
推進室人権企画課

トピックス

「地籍整備の推進に関する政策評価〈評価結果に基づく勧告〉」の概要

戸籍法の一部を改正する法律の解説

地域再生法の一部を改正する法律の解説

大嶋 一郎・大瀧 紀子
後藤 孝太・立石 尚哉

遠藤 啓佑……………

佐藤 貴彦……………

条例

CLOSE UP ● 先進・ユニーク条例

【解説】香川県ネット・ゲーム依存症対策条例

【解説】国東市資金リスクマネジメント条例―目的志向による自主的総合的な資金管理の試み

【解説】環境の保全と創造に関する条例―豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた兵庫県の取組

香川県……………

大分県国東市……………

兵庫県……………

性的マイノリティへの対応と自治体の役割

1 これまでの経緯・問題提起

自治体にとって、性的マイノリティへの対応は、特定の部署や窓口のみが担当すればよいというものではない。多くの部署が関わる問題である。否、関係しない部署は自治体にとってないといつてよい。

性的マイノリティへの対応については、国では主に男女共同参画の枠組みで示されており、2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画では、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対しての人権尊重の観点からの配慮が必要であることが記載されている。自治体においては2015年渋谷区・世田谷区で始まったパートナーシップ証明制度を契機として他自治体でも同様の取組が始まるなど、全国の自治体で性的マイノリティへの差別撤廃や権利保障に関する条例整備が進んでいる。

本稿では、全国の自治体におけるこれまでの取組や条例制定等の状況を俯瞰し、今後の施策推進を展望する。

では、実際にどのような対応がなされてきたのか、現になされているのか。

この点、①個々人の性的指向を尊重した取組、そして②障害という認識・捉え方ではなく性自認を尊重した取組、この①及び②の両方を勘案して差別を禁止する規定を設けた条例を制定したという点では東京都文京区や多摩市が先鞭をつけたと評価できる⁽¹⁾。そしてその後、差別禁止という制度設計に取り組み自治体は東京都を含め増加している。また、性的指向に関するパートナーシップ制度については、渋谷区や世田谷区が大きな潮流を作ったと評価できる。その後、同様の取組は全国に広がっている⁽²⁾。

こうした流れからすれば、表面上は性的マイノリティの権利利益は向上しているようにも思える。しかし、実際こうした制度設計により、果たして、性的マイノリティにとって、地域は安全で安心な空間になったのであろうか。筆者のもとには、全く変わっていないと声が多数集まってくる。筆者が行うヒアリングの過程では、当事者から一進一退との吐露がなされる。

なぜ性的マイノリティということ、安全で安心な生活を営むことがこれほど難しいのか。本来当たり前前に享受し得るはずの権利利

益が享受できず、差別が続くのか。自治体は今後どういう理念・方針の下、どのように取り組んでいくべきなのか。今一度、根本原理に立ち戻って考えてみる必要がある。本論稿では、原理・原則に立ち戻るとともに、論点提示とその課題への取組について裁判事例の検討を踏まえて、あるべき自治体の姿について検討を行うことを目的とする。

なお、性的指向及び性自認にかかる諸問題に関しては、いわゆるLGBT、LGBTII、LGBTQ、LGBT、S、SOGI等様々な表記で取り扱われることがあり、性的マイノリティとの表記については、問題提起や異論があるところであるが、本誌の特集の表記に合わせて、本論稿では、性的マイノリティとの表記の下論じることとする。加えて、抱える困難や悩みを論じる上で、便宜上、性的マイノリティ「当事者」という表記をしている



日本大学危機管理学部
准教授

鈴木 秀洋

が、筆者の考え方は、筆者含めて地域社会を構成する者全てが当事者であるというものである。

2 自治体を取り組むべき根拠

まず、自治体行政が取り組む根拠について根本から考えてみる。

自治体行政のよって立つべき法の支配・法律による行政の原理からすれば、最高法規たる憲法から考えていく必要がある。

筆者は、憲法第13条、第14条、第24条、第99条が根拠になると考える。

(1) 憲法第13条の問題（人格的自律権）

この点、憲法の通説的見解の体系書の目次・索引、又は憲法第13条の記述及び第14条の性別の記述箇所においては、憲法第13条後段の幸福追求権の一内容として、性的指向の権利利益及び性自認の権利利益を明確に位置付けているものは調べた限りでは見つけることができない。

しかし、自分が男なのか女なのか、生物学的な意味でのsexと主観的な認識の面での相違がある場合における自分は何者であるのかという問い（性自認の問題）、また、どのような人を愛するのか、どのようなパートナーと人生を歩んでいくのかという問題（性

的指向の問題）は、自己の人格的自律権すなわち、憲法第13条が保障する幸福追求権の中核的権利利益であるといえる⁴。

これまで、当事者からの訴えや具体的なエビデンスを法学者や行政実務担当者らが十分に理解できずにきたことから、固定的な男女二分論を前提とした制度設計がなされてきたにすぎない。従前の二分論的思考に基づく制度は、性的マイノリティの権利利益の観点から改善していかねばならない。

具体的には、性的指向に関し、中学生になれば異性を好きになることが当たり前であるとの教科書・参考補助書・ガイド書等の記述に基づき授業が行われていることが少なくないが、これは、性的指向による差別が生じる原因となっており、ゲイ、レズビアン、バイセクシャルの生徒たちにとっては、自分がその典型から逸脱し、普通ではないと感じさせることになっている。本来、個人々人を認め、一人ひとりの生徒の能力を開花させるための学校教育が、個人々の自己肯定感を否定する教育となってしまうという現実が報告されている。

また、性自認に関しては、体と心の性が一致しない児童生徒にとっては、学校でのトイレ利用が苦痛である、修学旅行での団体行動が辛い、との報告がなされる。こうした個人々

の生徒の生き辛さに学校現場は十分な対応ができていない。テレビでおかま、ホモ等の言葉が公然と使われ、お笑いの対象とされている。典型的な男と女概念から外れる、いわゆる男らしくない男や女らしくない女というような曖昧なジェンダー感で学校現場でもいじめが行われ、苦しむ児童生徒の報告は多い。その他、学校生活において制服選択が許されない、性自認と異なるトイレ利用の強制などの問題もある。そして就活段階でも性的マイノリティであるとのカミングアウトにより最終選考に呼ばれなかった事例、公営住宅の入居を拒否された事例など、筆者が直接当事者からヒアリング⁵しただけでも枚挙に暇がない。ライフステージ⁶のあらゆる場面で、人権制約が続いている現状がある。

これらの問題の一つひとつは、憲法第13条の幸福追求権の中核に位置付けられるべき基本権の侵害と言わなければならない。自治体を取り組まねばならない重大事項であるとの共通認識を広めていかねばならない。憲法学・行政法学の学問領域においても、性的マイノリティに係る法的諸問題を、公法学の領域の中核に位置付けて論じていく必要がある。

(2) 憲法第14条の問題

前述したように、自己の性的指向・性自認

が尊重され、安全安心に日常生活を営むことは憲法第13条が保障する基本的人権であり、この重要な憲法上の権利について合理的理由なく差別的取扱いを行うことは「性別」に起因する差別であり、憲法第14条に抵触すると解釈がなされるべきである。

さらに、「性別」は第14条後段列挙事由となっており、かかる後段の列挙事由は、歴史的に不合理な差別が行われた代表的な事項を列挙したものであると考えられている。筆者は、本論点を「性別」による差別に位置付け、厳格な審査による差別的認定がなされるべきであると考ええる。憲法第14条の問題であることに關して、重要な裁判例があるので後述3で二つ挙げて詳細に検討する。

(3) 憲法第24条の問題

現行民法で同性婚が認められていない現状については、憲法第24条第1項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定していることから、この条文の法解釈が問題となる。

この点、両性とは、「男性」と「女性」を表しており、男性と女性の婚姻のみを認めていると解釈する見解が多数説である。これに対して、本条の制定経緯を重視し、その制定経緯は、家父長制度を否定し両当事者の合意

のみで婚姻できるというところに意味があるのだという見解に立てば、少なくとも憲法第24条第1項は同性婚を禁止していないという結論になり、同性婚を認めるか否かは立法論又は法解釈論になるのである。性はグラデーションであるとの理解も肯定説の論拠となる。筆者は後者の見解である。この見解からすれば、自治体が同性パートナー制度を構築することは、なんと憲法第24条に反することにはならない。基礎自治体で進む同性パートナーシップ制度の推進の根拠となるのである。

(4) 憲法第99条の問題

前記に加えて、公務員には、憲法第99条で憲法尊重擁護義務が課せられている。そして、その旨の宣誓を行う（国家公務員法第97条、地方公務員法第31条）とともに、法令に従う義務が課せられている（国家公務員法第98条、地方公務員法第32条）。性的マイノリティ施策については、前述したように憲法第13条、第14条、第24条を始めとする各種人権保障施策を進めていく責務が自治体にあるとともに、自治体行政を担う職員自身が憲法を尊重し、擁護する義務を負い、地域の多様な個人の人権保障を担う責務を負っているのである。

3 前述の観点から押さえておかなばならない裁判例

ここまで、自治体が性的マイノリティ施策に取り組んでいかねばならない法的根拠として、憲法上の根拠を挙げた。これまで性的マイノリティに係る差別等に関連して様々な裁判例が存在するが、性的指向及び性自認に関連して、自治体公務員として必ず押さえておくべき二つの重要な裁判例を挙げておく。

(1) 東京高等裁判所第4民事部平成6年（ネ）第1580号・平成9年9月16日判決⁷⁾

この裁判例は、憲法第14条違反（その具体化としての地方自治法第244条第2項違反等）が問題となった性的指向に係る事例である。具体的には、同性愛者の団体からの青年の家の利用申込みを不承認とした教育委員会の処分が違法であるとして、損害賠償を一部認容した事案である。自治体公務員にとっては、職務遂行上の指針（違法・過失の有無の指針）となる判決文として確認しておく必要がある。

「平成二年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、

都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。」

この裁判例の射程の問題として、当然性的指向に関する問題だけでなく、性自認の問題を含めた性的マイノリティに係る差別事案に関する自治体の取組全般に、この射程は及ぶと考えるべきである。その意味では、従前の「性別」の解釈として、固定的な男女二分論を墨守した解釈をするのではなく、性(別)がグラデーションであること、性のスペクトラム的理解をしていくことは、「現在ではもちろん」「行政当局としては：知識がないということ：許されない」事柄といえ、前述した自治体による性的マイノリティ施策の様々な場面を憲法第14条に抵触しないかという観点から検証していくことが求められよう。

(2) 東京地方裁判所平成27年(行ウ)第667号・令和元年12月12日判決等⁸⁾

この裁判例は、性自認に関する、平成27年

(行ウ)第667号行政措置要求判定取消請求事件(第1事件)及び平成27年(ワ)第32189号国家賠償請求事件の判決(第2事件)である。

請求は、第1に、トランスジェンダーであり、国家公務員である原告が、その所属する経済産業省において女性用トイレの使用に関する制限を設けないこと等を要求事項として、国家公務員法第86条の規定に基づいて人事院に対してした勤務条件に関する行政措置の各要求が、いずれも認められない旨の判定を受けたため、これらの判定が違法である旨を主張し、本件判定に係る処分を取消しを求めた事案であり、第2に、原告が、女性用トイレの使用についての制限を受けていること等に関し、職員らがその職務上尽くすべき注意義務を怠ったものであるとした、国家賠償法第1条第1項の損害賠償請求事案である。

結論としては、原告が女性用トイレを使用するためには性同一性障害者である旨を女性職員に告知して理解を求める旨があるとの経済産業省当局による条件を撤廃し、原告に職場の女性用トイレを自由に使用させるとの要求を認めないとした部分を取り消すとともに損害賠償請求を認めた。

争点は、大要、①原告の主張に係る経産省による原告に対する各処遇又は職員らによる

原告に対する各発言等が国家賠償法上違法なものかどうか(本件トイレに係る処遇や、女性職員に性同一性障害であることをカミングアウトしなければ異動先で女性用トイレの使用を認めない処遇等)、②本件判定が違法なものであるかという点にある。

判決は、まず、性別について、社会生活上「人間関係における個人の属性の一つ」として取り扱われ、「個人の人格的な生存と密接かつ不可分」のものであり、かつ「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益」であると述べる。

そして、トイレの利用に関しては、トイレは、「人の生理的作用に伴って日常的に必ず使用しなければならない施設であって、現代においては人が通常の衛生的な社会生活を送るに当たって不可欠」のものであり、「個人が社会生活を送る上で、男女別のトイレを設置し、管理する者から、その真に自認する性別に対応するトイレを使用することを制限されることは、当該個人が有する上記の重要な法的利益の制約に当たる」とした。

この点、被告行政側は、これまで社会において長年にわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきたこと、そして我が国では、自認する性別に応じた男女別施設を利

特集

ダイバーシティの推進と自治体

用することについて、必ずしも国民一般においてこれを無限定に受容する土壌が形成されているとまでは言い難いとの主張をしている。

しかし、この行政側の指摘に対しては、「生物学的な区別を前提として男女別施設を利用して職員の対して求められる具体的な配慮の必要性や方法も、一定又は不変のものと考えてるのは相当ではなく、性同一性障害である職員に係る個々の具体的な事情や社会的な状況の変化等に応じて、変わり得るものである」とし、「個々の具体的な事情や社会的な状況の変化等を踏まえて、その当否の判断を行う」とした。

その上で、判決が検討し重視した事実として七つ挙げるとすると、①原告が性同一性障害と診断された者であること、②女性ホルモンの投与によって女性に対して性的な危害を加える可能性が客観的にも低い状態に至っていたこと（経産省認識）、③経産省の庁舎内の女性用トイレの構造、④原告が、私的な時間や職場において社会生活上の行動様式や振る舞い、外見の点を含め、女性として認識される度合いが高いこと、⑤2000年代前半までに、トランスジェンダーの従業員に対して、特に制限なく女性用トイレの使用を認めたと評することができる民間企業の例が少なくとも6件存在していること（経産省が平成

21年10月頃には把握）、⑥国民の意識や社会の受け止め方には、相応の変化が生じていること（立法の動きや施策等、日本学術会議による提言、経団連が実施したアンケートの調査結果や公表した提言等）、⑦被告の主張に係るトラブルが生ずる可能性は、せいぜい抽象的なものにとどまること（諸外国の状況と軌を一にした社会状況の変化等の事情）、こうした点を検討考慮し、行政側の庁舎管理権の行使に一定の裁量が認められることを考慮したとしても、経産省が同日以降も本件トイレに係る処遇を継続したことは、庁舎管理権の行使に当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして、違法の評価を免れないとした。

また、職場の上司が「なかなか手術を受けないんだったら、服装を男のものに戻したらどうか」という発言をしたことに関して、「性別によって異なる様式の衣服を着用するという社会的文化が長年にわたり続いている我が国の実情に照らしても、この性別に即した衣服を着用するということが自体が、性自認に即した社会生活を送る上で基本的な事柄であり、性自認と密接不可分なものであることは明らか」であり、発言について、「客観的に原告の性自認を否定する内容のものであったというべき」であって、「個人がその自認する性別に即した社会生活を送ることができる

ことの法的利益としての重要性」に鑑みて、当該発言は、原告との関係で法的に許容される限度を超えたものであり、「原告に対する業務上の指導等を行うに当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして、国家賠償法上、違法」の評価を免れないとした。

この裁判例を詳細に紹介したのは、性的指向に関する平成9年東京高裁判決が、少なくとも平成2年当時には公務員として性的マイノリティへの知識・視座を持たねばならないと判示しているにもかかわらず、令和の現代においても、未だ性的マイノリティに対する差別が公務員の現場においても根強く残っていること、かつ、これだけの詳細な事実主張を原告が行い、少なくとも七つのハードルを乗り越えないと、人の生理的作用に伴って日常的に必ず使用せざるを得ないトイレの利用ができないという現実を私たちは知る必要があると考えたからである。³⁾

自治体行政において重視すべき視点は、裁判が確定したか否かではない。裁判等を通じて明らかにされる当事者としての困難や辛さに思いをはせることである。そして、その場合、辛さを抱える人たちの人数の多寡は関係ない。その辛さに優先順位を付けるべきではない。性的マイノリティの当事者が抱えている困難に思いをはせて安全で安心な職場環境

を率先して作っていくことが求められているのである。

4 今後の方向性・具体的提言（前記の裁判例の考察からの立法論・条例論等の制度設計）

では、右記のような困難をどうやって改善していくべきなのであろうか。条例制定等の制度設計から個々の窓口の対応に至るまで、行政には様々な手法がある。

現行法上は、憲法上の人権規定を直接具体化していくための包括的な性的マイノリティにかかる法律は制定されていないが、自治体としては、国の法整備を待つ必要はない。憲法第13条の地方自治法上の表れとしての「住民福祉の増進」（地方自治法第1条の2）という根本規範にのっとり、自治体として性的マイノリティ施策を推進していくことが望まれる。

自治体における基本的な制度設計は、二元制に基づく条例制定が王道であるが、二元制が、十分機能しない場合や長の専権事項等に関して、執行機関が要綱・要領・各種基本計画・ガイドライン・指針等の手法により、取り組んでいくことが求められる¹¹⁾。

性的マイノリティの問題は、人権の問題であり、ジェンダーの問題である。そして、ジェ

ンダー主流化の視点に含まれ、自治体の様々な施策に関わっている。教育、医療・保健、保育、福祉、産業・経済、市民生活・戸籍等人生のライフステージのあらゆる場面での配慮が必要である。自治体運営の基礎であり、土台部分としての取組が求められている。

筆者は、本論稿において、根本の考え方を提示した。具体的手法や提言については以下で項目・要点のみとするが、①各種行政計画の中での実現＝基本構想・基本計画等への書き込み（理念条例・宣言にとどめない具体化の工夫）、②当事者のニーズを収集する仕組み（審議会、苦情処理制度等）、③情報や相談等を含めた当事者のための拠点づくり（センター設置等）、④職員・教員・支援者の啓発と意識向上や研修の実施（分野別横断と管理職から新人職員までの階層別）、⑤当事者へ安全安心のメッセージ（職員によるレインボーフラッグやバッジ着用、教育現場・保育現場での当事者（児童・生徒）への出前授業等）、⑥地域住民への啓発（町会・民生委員会での勉強会、自治体の長による差別を許さないとのメッセージの発信・宣言等）、⑦様々な他の差別防止と連動した取組の推進（障害・高齢者・女性等の課題を含めた新たな共生条例や共生の取組）等まだまだできることは数多くあるのである。上記はいずれも筆者が公

務員時代に取り組んできたものであるし、研究者として現在自治体と関わる中でも取り組んでいる例である¹²⁾。

5 おわりに

最後に地域における共助の重要性について強調するとともに、それ以上に共助の取組があるからといって公助の役割が後退することが許されるものではないことを再度強調しておきたい。人権の問題であり、命に関わる問題だからである。公助としての法的・財政的・制度設計を行い、環境を整えることで、共助の展開を後押しすることができるし、地域を変えていくことができるのである。

注

(1) LGBT法連合会編『LGBT』差別禁止の法制度って何だろう（かもがわ出版、2016年）

(2) <https://www.samesexpartnership.jp/bank-8>
同性パートナーシップ・ネット全国自治体パートナーシップ制度検討実施状況（同性パートナーシップ・ネット調査 2020年4月1日時点）

(3) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会監修・著「性自認および性的指向の困

難解決に向けた支援マニュアルガイドライン

(第2版) (編集・発行：一般社団法人社会的

包摂サポートセンター、2019年3月31日

発行)。また、筆者も関与しているが、地方自

治体向けのLGBTに関する施策集として

『LGBT自治体施策集』(2019年2月)

をネット上で公開しており、ここでも現状の

諸問題を挙げている。

(4) 憲法第13条が定める幸福追求権は、個人の

人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利

の総体と解される(人格的利益説)。そして人

格的生存に不可欠な重要な私的事柄につい

て、公権力から干渉されることなく自ら決定

することができる権利、すなわち自己決定権

(人格的自律権)は同条を根拠に認められるも

のである。芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』(有

斐閣、1994年)392-393頁。

(5) 文部科学省科学研究費「セクシャルマイノ

リティをめぐる意識の変容と施策に関する研

究」(2018年-2023年)

(6) 長谷部恭男『憲法(第7版)』(新世社、

2018年)

(7) 判例タイムズ986号206頁、判例地方

自治175号64頁

(8) 裁判所HP(下級裁判所裁判例速報) [https://](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=89244&fbclid=IwAR0kRvY6Pzwxnury-W_0_)

[www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=89244&fbclid=IwAR0kRvY6Pzwxnury-W_0_)

N_30o0AymlePyoXLIz8Tq5v6y7Mct-sdHvHY

(9) 現在高裁で係争中である。

(10) 国法レベルで、前記の視点から三つほど、

法律の例を挙げておく。例えば、①「本邦外

出身者に対する不当な差別的言動の解消に向

けた取組の推進に関する法律(いわゆる「ヘ

イトスピーチ解消法)」(平成28年法律第68

号。2016年5月成立・6月施行)、②「障

害を理由とする差別の解消の推進に関する法

律(いわゆる「障害者差別解消法)」(平成25

年法律第65号。2013年6月成立・

2016年4月1日施行)、③「部落差別の解

消の推進に関する法律」(平成28年法律第

109号。2016年12月16日成立・施行)

等があるが、性的マイノリティに関しては、

現在総合的包括的な差別禁止ないし差別解消

の法律はない。個別具体の法律での対応しか

なく、総合的な対策がなされていない。法案

制定の方向性として、現在大きく二つの考え

方の対立が生じている。一つは、性的マイノ

リティに係る諸問題に関しては、理解増進と

いう柱を先行させるべきとの考えであり、も

う一方は、差別禁止・解消を柱とすべきであ

るとの考えの対立軸が政治運動と関連して存

在しているのである。この点筆者は、二つの

行っており、詳細は鈴木秀洋「性的少数者に

関する二法案の比較考察―立法法務・法制執

務の視点から」『自治研究』(第93巻第7号・

8号、第一法規、2017年)を参照されたい。

(11) なお、公法学の学問的整理の観点からすれ

ば、要綱は厳密には法令というくりの中に

は入らないが、パートナーシップ制度(要綱

等)としての取組は全国で展開が進んでおり、

かかる手法の象徴的意義は大きい。

(12) 筆者は、①「東京都オリンピック憲章にう

たわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」

制定時に、差別禁止・解消規定を明記するこ

との必要性や条例制定後の具体の計画・施策

への結び付けが重要であること等について学識

経験意見聴取者として、条例制定に意見を述べ

ている(東京都の2018年5月11日報道発表

資料(1)東京都オリンピック憲章にうたわれる人

権尊重の理念実現のための条例(仮称)のポイ

ントについて、同(2)意見聴取者一覽)。 [https://](https://www.metro.tokyo.lg.jp/osei/hodohappyo/press/2018/05/11/08.html)

[www.metro.tokyo.lg.jp/osei/hodohappyo/](https://www.metro.tokyo.lg.jp/osei/hodohappyo/press/2018/05/11/08.html)

[press/2018/05/11/08.html](https://www.metro.tokyo.lg.jp/osei/hodohappyo/press/2018/05/11/08.html)。また、②条例制定

後の「東京都性自認及び性的指向等に関する

専門相談運営技術委員会特別委員」として、

性自認及び性的指向等に関する相談事業の重

要性とその相談事業をどのように展開するの

かにつき意見を述べてきた。③東京都の管理

職・現場職員向けの研修も行ってきた。④現

在東京都は、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、性的マイノリティ施策に関して、地道で着実に施策の具体化を進めている。さらに、筆者は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（鎌倉市条例第32号。平成31年4月1日施行）」の制定に関して鎌倉市共生社会推進検討委員会の会長として関わった。鎌倉市は、条例制定過程の住民等との間の真摯な議論と条例制定後の条例の具体化について様々な仕掛け・工夫と全庁的な効果測定を行い続けている点で特徴的な取組を行っている。基本的な考え方として、共生社会の実現の中に明示的かつ当然のこととして、性的マイノリティ施策の展開を盛り込んでいる。

特集

ダイバーシティの推進と自治体

●第57号（2019年5月発売） 定価（本体1,150円＋税）

・特集 成年後見制度の利用促進に向けて

自治体における成年後見制度利用促進に向けて～基本計画を中心として～
市区町村における成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関整備の必要性とその方法について
地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備と実務の在り方について
市区町村長による成年後見申立ての促進について

成年後見人等の担い手確保について～後見人を支え、育む地域文化の醸成と自治体の責務～
愛知県豊田市 地域共生社会に向けた中核機関の整備と法福連携による相談・申立支援の充実
東京都立川市 重層的なネットワーク構築による要支援者の早期把握～とに見守り支え合ひ、安心して健やかに暮らせるまちを目指して～
大阪府大阪市 中核機関と家庭裁判所・専門職との連携による制度利用促進
東京都品川区 相談受付から後見実施までをワンストップで
志木市成年後見制度の利用を促進するための条例
明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

多可町一日ひと褒め条例
鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

・トピックス

水道法改正の概要
「新たな過疎対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～」(総務省過疎問題懇談会中間の整理)の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495

▼ 次号予告 ▼

(2020年8月下旬発刊)

特集 スマート自治体への転換と自治体法務

スマート自治体の実現に向けての展望と課題
 AI・RPAによる業務改革と行政サービスの充実
 行政手続のペーパーレス化・オンライン化と自治体行政の課題
 業務システム・プロセスの標準化と自治体法務の対応

スマート自治体の実現と個人情報保護の在り方
 スマート自治体への転換と働き方改革（テレワーク）
 自治体の取組事例
 条例制定の事例

トピックス

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の解説
 「第10次地方分権一括法」の解説

CLOSE UP 先進・ユニーク条例

京都府亀岡市 「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」
 埼玉県 「埼玉県ケアラー支援条例」

その他、充実の連載記事（予告は都合により一部変更になる場合があります。）

自治体法務編集委員会委員名簿

【事務局】

一般財団法人 地方自治研究機構内
 〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16
 太陽銀座ビル2階

メールアドレス……………kenkyu@rilg.or.jp
 電話……………03-5148-0663(法制執務部)
 FAX……………03-5148-0664(法制執務部)

委員長	井上 源三	(一財)地方自治研究機構理事長
委員	足達 雅英	総務省自治行政局地域政策課長
	満田 誉	全国知事会事務局次長
	高橋 秀禎	全国都道府県議会議長会事務局次長
	佐々木克樹	全国市長会事務局次長
	天野 勝司	全国市議会議長会事務局次長
	直江 史彦	全国町村会事務局次長
	鈴木 毅	全国町村議会議長会事務局企画調整部長
	廣澤 英治	(一財)地方自治研究機構常務理事

編集後記

ふと、幸せとは何だろうか？と考えることがある。家族、健康、お金、仕事、趣味……幸せの条件は人によって違う。一つの目安ではないのだが、国連の関連団体が発表した2020年「幸福度ランキング」によると、日本は調査対象の153か国中62位（2015年の46位から徐々に順位を下げていた）だった。首位は3年連続でフィンランド。上位はほぼ北欧諸国が独占した。日本と北欧では経済的な豊かさにそれほど大きな違いはないはずだが、「社会的自由」「寛容さ（他者への寛大さ）」といった内容で差がついているようだ。

興味深いことに、北欧社会では、高度にダイバーシティが受け入れられ、女性の社会進出や男性の育児取得率の高さ、長期休暇の取得のしやすさなど、働きやすく、生きやすい社会を実現している。ダイバーシティの推進により、他者との違いを受け入れ、全ての人が等しく働きやすく、生きやすい社会が実現していく。これはマイノリティに限った話ではなく、社会全体に好影響をもたらす。官民問わず、国全体でダイバーシティを推進するに当たり、「まず陣より始めよ」ということで、まずは読者の皆様から自治体の職場へ、職場から地域社会へと取組を広めていただくことで、働きやすく、生きやすい社会の実現に寄与するものと考えている。本号で取り上げた特集が、自治体におけるダイバーシティの推進の一助となれば幸いです。

(滝本)

読者アンケートのお願い

小誌では、誌面をより充実させ、読者の皆様の期待に応えられる内容にしていきたいと思います。いただいた御意見・御要望などは、積極的に誌面に反映させてまいりますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

とじ込みはがきに必要な事項を御記入のうえ、編集局宛お送りください。

また、「自治体法務Q&A」で取り上げる御質問は、下記のメールアドレスでも承っております。

kenkyu@rilg.or.jp

自治体法務研究 2020年 夏

2020年5月25日発行 No.61

編集 一般財団法人 地方自治研究機構
 発行 株式会社 きょうせい
 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
 電話 販売 03-6892-6666
 E-mail jichi_eigy@gyosei.co.jp
 広告 03-6892-6588
 編集 03-6892-6508
 E-mail zasshi@gyosei.co.jp
 フリーコール 0120-953-431
 URL https://gyosei.jp
 印刷 きょうせいデジタル株
 定価 (本体1,150円+税)
 年間購読料 (本体4,600円+税) (送料込)